#### 特集・大学運営への学生参加

る大学の管理者であった。高等教育の大衆化が一層進みユ 例外を除けば主役は常に教員、そして主として教員から成 ある。

営への学生参加は高等教育における最も古い課題の一つで が学生の自治組織であったことに見られるように、大学運

しかしながら、近代以降の大学においては、

世界で最初の大学と言われるイタリアのボローニャ大学

辿った後、主としてボローニャ・プロセスにおける質保証 とは注目に値しよう。本稿では、学生参加の歴史を簡単に 成否を握る鍵の一つとして重視されるようになっているこ 要課題の一つは質保証であるが、 ニバーサル段階に達したと言われる今日、高等教育の最重 欧州では学生参加がその

### 欧 州における学生参加

0

高等教育質保証への参加を中心に〜

大 場

(広島大学高等教育研究開発センター

ついて検討することとしたい。

#### 学生参加の歴史

部の

### (一) 中世大学における学生の地位 フランスのパリ大学と並んで世界で最初の大学と言われ

生団を統括する学頭(レクトール)は選挙によって学生か 学生の自治組織である学生団によって運営されていた。学 者が教師の大学であったのに対して「学生大学」と呼ばれ、 るイタリアのボローニャ大学(一二世紀末に成立)は、 前 への学生参加の在り方を概観し、 学生参加の今日的意義に 准教授 淳

権を持っていた(酒井、一九七九)。 機関は全学会議であり、 体による「混合型大学」であった。プラハ大学の最高議決 大学はドイツで初めての大学とされるが、教師と学生の団 に神聖ローマ領で形成されたプラハ(独語では「プラーク」)たのである(ラシュドール、一九六六)。また、一四世紀 雇われる者であり、学生の許可なくして休講すらできなかっ なる代議員会によって行われていた。教員は学生によって ら選ばれ、殆ど全ての重要意思決定は学頭と学生代表から 全ての教師及び学生が同一の投票

加は、 委員」(Reformatores Studii)と呼ばれる一団の人々に 関係における大学の行政一般とは、究極的に、「大学改善 従って、学生の教授選定権は漸次減退し、その任命権が都 次第に学生による意思決定への関与は失われていった。ボ に伴う総会機能の低下、学生団の学部への吸収等を通じて、 ら、財政的自律性の喪失、教会による大学支配、規模拡大 プラハで見られたような学生による自治や大学運営への参教師中心のパリ大学の運営方式とともに、ボローニャや 市の専有するところとなった。…教師の任命と、国家との ローニャ大学では、「さいふが学生の手から都市に移るに その後、欧州の他の大学にも広がった。しかしなが 十四、五世紀には、 イタリアの全ての大学で、

> 学外の管理体の手に帰していった」のである(ラシュド や王侯によって設けられ、大学の実権は、いよいよ、この そうした(同名ない し類似の名称をもった) 団体が市政府

席を獲得するに至った。 の時であろう。激しい闘争の結果、欧州各国では学生が大 舞台に立つのは一九六〇年代末に世界を席巻した大学紛争 ……・「中世に始まった学生参加の在り方がその後の数世紀の間は世に始まった学生参加の在り方がその後の数世紀の間 学の意思決定機関に教員や教員外職員、学外者と並んで議 中世に始まった学生参加の在り方がその後の数世紀の(二)大学紛争と学生参加の制度整備

二〇〇六)。また、フランスにおいては、管理運営評議会 題に積極的に活動することが期待されている(タイヒラー、 会において学生の利益を代表し、さまざまな教育・社会問 と学部の双方の段階で選出され、 また、多くの大学では学生副学長も置かれるなど、 育研究単(UFR)でも評議会には学生委員が選出される。 四〇%)を選出し、また、同様に日本の学部に相当する教 を始めとする三評議会に学生は代表(各評議会の七・五~ 例えばドイツでは、大部分の州において学生代表は大学 代表は大学と学部の委員 執行部

名が学生である(大場、二○○六参照)。 国の学生支援機関である国立学生支援センター(CNOUS) 国政にも参加が認められ、国民教育省の重要施策意思決定 にも学生が参加している。更に、学生は高等教育にかかる の最高意思決定機関である管理運営評議会では二九名中八 (CNESER)では学生委員が六一人中一一人を占め、また、 にかかる義務的諮問機関である高等教育・研究審議会

思決定に参与する機関に学生代表が参加することを提言し 限られた範囲内ではあるものの、意思決定機関の諮問を受 整備ならびに教育計画と授業の内容・方法の改善といった ばならない」とし、課外活動や福利厚生事業と修学環境の 提起された問題に適切に対応できる態勢が整備されなけれ 設的な意欲をもつことが期待され、大学自体においても、 果をあげるためには、学生一般がこれに対して積極的、建 答申『当面する大学教育の課題に対応するための方策につ 生参加の是非が議論された。一九六九年の中央教育審議会 政治から一定の距離を保つことが学問の自由にとっ けてそれに答申する機関や特定の事案の事前審議により意 いて』は、学生参加の意義を認めつつ、それが「所期の効 日本においても、大学紛争の時代には、大学運営への学 しかし、学生運動が政治的色彩を帯びるにつれて、

> (中村、二〇〇五)。 学生参加の問題はほとんど議論されなくなったのである することに消極的な態度をとり、その後最近に至るまで、 であると考える大学側は、その管理運営に学生が直接参加

背景を説明している。 民主主義としての大学は確固たる将来展望に基づいた政治 ているが、Boer and Stensaker (二〇〇七) は、「代表 Kerr(二〇〇一)は参加型民主主義は失敗であったとし どといった状況が、多くの国から報告されている。米国の 議会等の下部の委員会組織で学生抜きに行われたりするな るのが現状である。評議会等の学生委員の選挙投票率は低 備されたものの、その後の学生参加の状況は概ね低調であ ションの産物であった」と述べ、参加が低調である実態の 的行為としてではなく、イデオロギーや偏見、政治的ファ しても発言が稀であったり、他方で実質的な意思決定は評 く(一~二割程度)、選出された委員は欠席が多く、出席 欧州においては、前述のように学生参加が制 度的に は整

設置が義務付けられた。 七年の大学の自由と責任に関する法律(ペクレー)従来学生副学長は法令上規定されていなか レス法)によってがったが、二〇〇

一九九八年のユネスコ宣言

#### 学生参加の今日

されることの多かった学生参加であるが、今日まで継続 れた訳ではない。 てその否定的側面や民主的参加制度の形骸化のみが指摘さ 欧州やその他の多くの国において、否定的な側面が強調 L

なければならない」と謳っている。 送る権利を有し、これらの問題への学生の関与は保証され 策形成、機関運営」を例示し、更に「学生は組織し代表を びカリキュラムの評価・改革、更に、現行の組織枠組、政参加の対象として「教育の水準にかかる諸問題、教授法及 利害関係者であると見なさなければならない」とし、その して、学生は「高等教育改革の重要な当事者かつ責任ある 高等教育に関する宣言』は、政府・大学の意思決定者に対一九九八年に採択されたユネスコの『二一世紀における

### (二) ボローニャ ・プロセスへの学生団体の参加

一〇年までに欧州高等教育圏を創設することを目的とする 欧州では、近年、欧州高等教育制度の収斂を図って二〇

> 位置を占めるようになっている。 ニャ・プロセスにおいて、 学生参加が非常に重要な

> > 10

である」と述べている。 高等教育機関の教育編成・内容に参加し影響を与えるべき また、歓迎される」とし、更に「学生は、大学とその他の ける資格を有する活発で建設的な当事者として必要とされ、 等教育機関及び学生が、欧州高等教育圏の設立と形成にお 認められた。同大臣会合の声明書は、「大学とその他の高 に諮問委員(consultative member)として正式に参加が が、二〇〇一年のプラハ大臣会合から欧州評議会等ととも 州学生団体連合(ESIB)(現在の欧州学生連合(ESU)) 合で採択された二つの宣言において学生参加は言及されて あるが、それら両会合には学生は招聘されず、また、両会 いなかった。しかし、各国の学生団体の連合組織である欧 臣会合及び翌年のボローニャ会合に始まった政府間活動で ボローニャ・プロセスは一九九八年のソルボンヌ教育大

ナーがオスロで開催された。同セミナーでは、学生参加に ○三年六月に「高等教育統治への学生参加」と題したセミ ノルウェーの学生団体、欧州評議会共催)によって、二〇 ついて政府、 プラハ会合を受けて、ノルウェー教育研究省主催(ESIB、 大学執行部、学生等の幅広い立場から意見が

# 交換され、次の六点が報告書に盛り込まれた。

- されるべきである。 あらゆる段階の意思決定において学生の関与が拡大
- 度、政府や大学執行部等による学生参加奨励方策が含 とによって得られる経験や能力・技能の評価・認証制 関与を拡大するための方策には、学生代表となるこ
- み、説明責任、透明性、情報共有についての仕組みを③ 関与の拡大が責任と要求の拡大をもたらすことに鑑 整備すべきである。
- ④ 学生代表は、その地位から得られた情報の取扱 ついて倫理的責務を有する。 1) に
- 援されなければならない。 経済的・物的・人的資源が与えられることによって支 学生団体は、他の当事者と平等に参加できるよう、
- 者や顧客として見なされるべきではない。 めの機関であって、そこに在籍する学生は単なる消費 大学は、市民性の学校であり、また、社会発展のた
- 全面的当事者」であって、 れ、採択された声明書において、「学生は高等教育統治の 二〇〇三年九月、第三回の大臣会合がベルリンで開催さ 学生参加を拡大するための方策

ある。 おいて学生参加を図ることが求められることとなっ を求めた。これによって、各国政府は、とりわけ質保証に て実施される大学評価の項目に学生参加状況を含めること を各国が明確にすること、各国の高等教育質保証制度によっ たの

# (三) 質保証活動への学生参加

五、三-六、三-七)が規定されており、質保証活動にかか おいて、 る質保証の在り方を方向付けることとなったが、 ○五年の大臣会合(於ベルゲン)で採択され、欧州におけ ど、中心的役割の一端を担ってきた。規準・指針書は二〇 ための規準及び指針」(規準・指針書)の策定に当たるな (ENQA) とともに、「欧州高等教育圏における質保証の 大臣会合から委嘱を受けた欧州高等教育質保証協会 る学生参加の在り方が明確にされた。 一-二)、質保証機関が行う第三者評価への学生参加(二-ESIB/ESUは、欧州全般の高等教育質保証に関して、 学内における質保証活動への学生参加(一-一、 その中に

践されている国(地域)の一つはスコットランドである。 欧州において最も徹底した形で質保証への学生参加が実 (地域) の財政審議会(SFC、二〇〇三) 「質保

11

証手順 participation in quality Scotland (SPARQS)) を設置し、 ことに鑑み、財政審議会の支援によって全国学生連合の下 善にかかる全ての手順に学生を関与させるとともに、 質を高める」ものであるとし、各大学に対して質保証・改 質保証・改善活動への学生参加をさまざまな形で支援を行 にスコットランド質における学生参加支援機関(Student 更に同国では、学生参加の機会を設けるだけでは不十分な な限り広く学内の意思決定に参画させることを求めている。 への学生の参加は、当該手順の効率を最大化しその 可能

必要であることを謳っている。 のは北欧を始めとする半数以下の国に止まった。同会合の プログラム(学部・学科))全てに学生参加が認められる 生参加が認められる。但し、参加形態の三段階(国、 ESIBが大臣会合(於ロンドン)に提出した報告書によれ 質保証活動への学生参加が拡大している。二〇〇七年に .明書は、学生参加の拡大を歓迎しつつも、 他の欧州各国においても、規準・指針書策定後、大幅に 調査対象となった国中、スイスを除いて全ての国で学 更なる拡大が 機関、

# (四) 質保証参加における課題

必要とする活動へ参加することが多くなり、 る時間も限られているといった問題が指摘されている。更 側においても関心が高くなく、学生が質保証活動に従事す 効果は実証されていないといった指摘があり、また、学牛 解が支配的である。しかしながら、その一方で学生参加の に、学生の責任増大に伴って、第三者評価等高い専門性を 寄与するといった声が多く聞かれ、 て一般の学生の参加を困難にしている状況も認められる。 欧州では、 適切な支援の下での学生参加は質保証活動に 学生参加を支持する見 そのことが却 ·

#### Ξ

うこととした。

意見の反映」に一項目を割いて、学生代表との意見交換の 参加とほぼ時を同じくして、文部省の調査研究協力者会議 た学生参加であるが、ボローニャ・プロセスにおける学生 観念的論争を除いて、 場の活用等を求めているのが注目される。 の立場に立った大学づくりを目指して―』が「学生の希望 報告書『大学における学生生活の充実方策について―学生 一九六〇年末の大学紛争以降、「学生の権利」といっ 日本においては殆ど議論されなかっ また、大学評価

ており、 ており、今日、学主参加は日本においても現実的課題となっ切な形で管理運営に反映されているか」が各大学に問われ 員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、 学位授与機構が行う認証評価の基準においては「学生、 今日、 学生参加は日本においても現実的課題とな 適

もの 参加の在り方は我が国に対して大きな示唆を与えてくれる 保証への学生の参加は不可欠であって、 を主内容とするものであり、その重要な要素の一つが利用 全面的な市場原理への依存ではなく、政府の間接的な統制 れた公役務における新しいガバナンス形態である。それは の市場化は抗し難い世界的流れであり、質保証は市場化さ 利用者である学生の参加は不可欠であることを最後に指摘 市場原理の適用(市場化)を前提とする質保証におい 参加の背景については言及できなかったが、公的領域への しておきたい。 として高等教育の市場化が進行する日本においても、質 本稿では、紙幅の制約から質保証の内容やそれ と思わ 大学では学生―の参加である。国立大学の法人化を始 れる。 高等教育を含む公益務(public 欧州における学生 こへの学生 service) て、

#### 参考文献

- 酒井吉栄(一九七九)『学問の自由・大学の自治研究』評論学行政管理学会誌 No九、三九-四九頁大場淳(二〇〇六)「欧州における学生の大学運営参加」大大場淳(二〇〇六)「欧州における学生の大学運営参加」大
- 中村睦男(二○○五)「大学における学生の位置付け」○六)『ヨーロッパの高等教育改革』玉川大学出版部 タイヒラー、ウルリッヒ(馬越徹・吉川裕美子監訳) <u>-</u>
- ・ラシュドール、ヘーの四五二、二-四頁 IDE
- 『大学の起源(上・中・下)―ヨーロッパ中世大学史―』東ラシュドール、ヘースティング(横尾壮英訳)(一九六六) 洋館出版社
- sentative System: The Democratic Vision. In University P. and Olsen J.P.Springer, Dordrecht. pp 99-118. Dynamics and European Integration. Edited by Maassen Boer (de) H. and Stensaker B. (2007) An Internal Repre-
- Harvard University Press, Cambridge. Kerr C. (2001) The Uses of the University Fifth Edition
- assurance: Council (2003) An enhancement-ledapproach to quality HE/04/03, Scottish Further and Higher Education Funding : progress , SFC. report. 23 January 2003